

新型コロナウイルス感染症の影響により 国民年金保険料の納付が困難な方へ

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難な場合は、臨時特例の時的措置として、納付が免除及び猶予される場合がありますので、福祉課保険年金係にご相談ください。

国民健康保険 傷病手当金を支給します

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934

国民健康保険の被保険者の方で被用者（給与の支払いを受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり感染が疑われるときに、療養のために労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給します。

【対象者】 次の条件をすべて満たす方が対象です

- ・国民健康保険の被保険者の方で被用者（給与の支払いを受けている方）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために労務に服することができない方
- ・給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている方

【支給対象期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

【支給額】

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数） × 2/3 × 支給対象日数

※給与等の全部又は一部を受け取ることができる場合は、支給額を調整又は不支給となる場合があります。

【適用期間】

令和2年1月1日から令和2年9月30日まで（入院等が継続する場合は、最長1年6か月まで）

【申請方法】

申請書、事業主からの証明書、医療機関からの証明書（受診しなかった場合は不要）等

※事前に電話でお問合せください。

新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付について

※問合せ・申込み先 基山町社会福祉協議会 ☎92-3311
基山町大字宮浦1006-1

社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの方々へ向けた、緊急小口資金等の特例貸付を受け付けています。

社会福祉協議会ホームページでも詳しくご案内しています。下記QRコードからご覧ください。



特例貸付について▷

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

貸付手続きの流れ

```

    graph TD
      A[申込み] --> B[基山町社会福祉協議会]
      B --> C[基山町社会福祉協議会]
      C --> D[貸付決定・送金]
      D --> E[基山町社会福祉協議会]
      E --> F[関係先]
      F --> G[関係先]
  
```

○申込みに必要な書類

- ・住民票（本籍地変更の場合は別紙）
- ・本人確認書類（運転免許証など）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の収入がわかる書類（給与明細書、通帳など）
- ・印鑑

お問合せ先
基山町社会福祉協議会
電話：0942-92-3311
受付時間：平日（月～金）8:30～17:15
住所：基山町大字宮浦1006-1

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者
新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上上限
・学校等の休業、個人事業主等の特別の場合、20万円以内
・その他の場合、10万円以内

■貸付期間
・休業の10万円以内とする世帯を拡大。

■貸付料子・保証人
無料子・不要

■申込先
市町村社会福祉協議会

失業された方向け（総合支援資金）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者
新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困難し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上上限
・（2人以上）月20万円以内
・（単身）月15万円以内

■貸付期間
原則3月以内

■貸付料子・保証人
無料子・不要

■申込先
市町村社会福祉協議会

注：原則、自立特例貸付事業等による継続的な支援を受けることが条件となります。

中間検証を実施

第5次基山町総合計画審議会委員を募集します

申問 総務企画課 総合計画推進係 ☎92-2188 ☎92-2084 ✉sogokeikaku-1@town.kiyama.lg.jp

第5次基山町総合計画の中間検証のため、総合計画審議会委員を募集します。

総合計画審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について、調査及び審議を行うため、基山町総合計画審議会条例に基づき設置されるもので、この審議会において、広く町民の皆様のご意見を反映するため、3名の委員を公募します。

【募集内容】

募集人数	3名
活動内容	総合計画に関する事項についての調査及び審議 ※3～5回程度開催予定です。
報酬	会議1回につき 5,700円
任期	総合計画に関する事項についての調査及び審議が終了するまでの期間 (令和2年8月から令和3年3月までの期間で実施予定)
応募資格	基山町に居住又は勤務の20歳以上の方

▽申込方法

次の事項を記入した申込書を、持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で総務企画課宛に申込みください。

- ・ 件名（「基山町総合計画審議会委員 申込み」） ・ 氏名（ふりがな） ・ 性別 ・ 年齢（申込日時点）
- ・ 住所（勤務地が基山町の場合は、会社名及び会社所在地） ・ 電話番号
- ・ 私が思う基山町の魅力と課題（400字程度）

▽申込締切 6月22日（月）

▽選考 申込書類の内容により選考させていただきます。

職員採用

令和2年度基山町会計年度任用職員を募集します

問 総務企画課 給与係 ☎92-7915

町では、令和2年7月1日付け採用の会計年度任用職員を募集します。任期は、令和2年7月1日から令和3年3月31日までです。希望される方は、写真を貼った基山町会計年度任用職員任用申込書または、市販の履歴書に必要事項を記載の上、基山町総務企画課へ提出してください（郵送可）。有資格者の方は、資格を証明するものの写しを添付してください。詳しい業務内容については、担当課へお問い合わせください。

▽申込資格

年齢・性別・住居要件については不問ですが、次のいずれかに該当する人は応募できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 基山町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

▽採用方法

申込み後は、任用候補者として登録され、書類選考又は面接を行い、任用します。地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。 ※一会計年度内に任用が決まらない場合は、登録が失効しますので、再度の申込みが必要となります。

▽各種保険

任用期間や勤務時間等の一定の条件を満たす場合、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

町の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。

▽申込み締切日 6月15日（月）必着（土・日曜日を除く）

募集職種	募集人員	資格要件	業務内容	勤務日数・時間	報酬 (基礎額～上限額)	日給	勤務先	担当課
保育士	2人	・保育士資格所有者	・子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談 ・子育てサークルの支援等	午前8時45分～午後5時15分 (うち休憩1時間、週5日、土曜勤務あり)	149,910円～ 166,170円/月		基山っ子 みらい館内 子育て交流 広場	こども課 みらい館係 ☎92-2305
一般事務補助	3人	・不問	・子育て交流広場業務の補助等	午前8時45分～午後5時15分 (うち休憩1時間、週2～3日、土曜勤務あり)		6,740円 ～6,950円		